

千葉県総合評価方式ガイドライン 新旧対照表

新(表紙)

旧(表紙)

千葉県総合評価方式ガイドライン

令和5年1月

千葉県

千葉県総合評価方式ガイドライン

令和4年4月

千葉県

千葉県総合評価方式ガイドライン 新旧対照表

新 (17ページ)	旧 (17ページ)								
<p>3 主任(監理)技術者として施工した千葉県所掌工事における過去4か年度間に完成した「工種：〇〇」での工事成績</p> <p>(1) 過去4か年度間とは、それぞれ入札公告の日の属する年度を除く直近の過去4か年度とする。</p> <p>(2) 当該工種工事を元請けの主任技術者、監理技術者として施工した工事の成績により評価する。</p> <p>(3) 技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い技術者のみ評価する。</p> <p>(4) 評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。</p> <p>ア. 対象とする休業制度 産前休業、産後休業、育児休業、介護休業</p> <p>イ. 評価対象に加える期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">休業期間</td> <td>評価対象期間に加える期間(切り上げ)</td> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>2年</td> </tr> </table> <p>年度をまたいで休業した場合は、その期間が1年未満であっても「評価対象期間に加える期間」を2年とする。</p>	休業期間	評価対象期間に加える期間(切り上げ)	1年未満	1年	1年以上2年未満	2年	<p style="text-align: center;">【特別簡易型】 【簡易型】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">80点以上の実績あり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">なし</td> </tr> </table>	80点以上の実績あり	なし
休業期間	評価対象期間に加える期間(切り上げ)								
1年未満	1年								
1年以上2年未満	2年								
80点以上の実績あり									
なし									
<p>4 若手技術者(40歳未満)・女性技術者の配置</p> <p>(1) 若手技術者又は女性技術者を当該工事における現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐として配置する場合に評価する。</p> <p>(2) 若手技術者の年齢は、入札公告日時点で40歳未満とする。</p> <p>(3) 若手技術者及び女性技術者は、主任技術者に相当する資格を有するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">【特別簡易型】 【簡易型】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">配置あり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">なし</td> </tr> </table>	配置あり	なし						
配置あり									
なし									
<p>5 継続教育(CPD)の取組状況</p> <p>(1) 「土木施工管理技士」、「技術士」、「建築施工管理技士」、「建築士」及び「管工事施工管理技士」に係る資格の場合に設定する。ただし、部局により必要に応じ、他の資格の場合でも設定することができる。</p> <p>(2) 土木施工管理技士及び技術士に係る資格を対象とした場合、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会又は公益社団法人日本技術士会が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">建築施工管理技士、建築士及び管工事施工管理技士に係る資格を対象とした場合、建築CPD運営会議名が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、これら以外の資格を対象とする場合は各部局において評価の対象となる証明書を指定する。</p> <p>(3) 証明書の有効期限は、CPD取得期間の最終の日が入札公告の日から遡って1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限までとする。</p>	<p style="text-align: center;">【特別簡易型】 【簡易型】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">あり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">なし</td> </tr> </table>	あり	なし						
あり									
なし									
<p>3 主任(監理)技術者として施工した千葉県所掌工事における過去4か年度間に完成した「工種：〇〇」での工事成績</p> <p>(5) 過去4か年度間とは、それぞれ入札公告の日の属する年度を除く直近の過去4か年度とする。</p> <p>(6) 当該工種工事を元請けの主任技術者、監理技術者として施工した工事の成績により評価する。</p> <p>(7) 技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い技術者のみ評価する。</p> <p>(8) 評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。</p> <p>ア. 対象とする休業制度 産前休業、産後休業、育児休業、介護休業</p> <p>イ. 評価対象に加える期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">休業期間</td> <td>評価対象期間に加える期間(切り上げ)</td> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>2年</td> </tr> </table> <p>年度をまたいで休業した場合は、その期間が1年未満であっても「評価対象期間に加える期間」を2年とする。</p>	休業期間	評価対象期間に加える期間(切り上げ)	1年未満	1年	1年以上2年未満	2年	<p style="text-align: center;">【特別簡易型】 【簡易型】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">80点以上の実績あり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">なし</td> </tr> </table>	80点以上の実績あり	なし
休業期間	評価対象期間に加える期間(切り上げ)								
1年未満	1年								
1年以上2年未満	2年								
80点以上の実績あり									
なし									
<p>4 若手技術者(40歳未満)・女性技術者の配置</p> <p>(1) 若手技術者又は女性技術者を当該工事における現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐として配置する場合に評価する。</p> <p>(2) 若手技術者の年齢は、入札公告日時点で40歳未満とする。</p> <p>(3) 若手技術者及び女性技術者は、主任技術者に相当する資格を有するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">【特別簡易型】 【簡易型】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">配置あり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">なし</td> </tr> </table>	配置あり	なし						
配置あり									
なし									
<p>5 継続教育(CPD)の取組状況</p> <p>(1) 「土木施工管理技士」、「建築士」、「建築施工管理技士」、「技術士」に係る資格の場合に設定する。ただし、部局により必要に応じ、他の資格の場合でも設定することができる。</p> <p>(2) 土木施工管理技士及び技術士に係る資格を対象とした場合、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会又は公益社団法人日本技術士会が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">建築施工管理技士及び建築士に係る資格を対象とした場合、建築CPD運営会議名が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、これら以外の資格を対象とする場合は各部局において評価の対象となる証明書を指定する。</p> <p>(3) 証明書の有効期限は、CPD取得期間の最終の日が入札公告の日から遡って1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限までとする。</p>	<p style="text-align: center;">【特別簡易型】 【簡易型】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">あり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">なし</td> </tr> </table>	あり	なし						
あり									
なし									